

昭和三十六年法律第二百三十八号

児童扶養手当法

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 児童扶養手当の支給（第四条―第十六条）
- 第三章 不服申立て（第十七条―第二十条）
- 第四章 雑則（第二十一条―第三十六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童扶養手当の趣旨）

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

（用語の定義）

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく年金たる給付

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づく国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金たる給付

八 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

十一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童扶養手当の支給

（支給要件）

第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父が死亡した児童
- 二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 母が死亡した児童
- 三 その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 母が死亡した児童
- 四 その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父
 - イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 母が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

二 父の生計が明らかでない児童

ホ その他イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

(支給の調整)

第四条の二 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

(手当額)

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千円とする。

2 第四条に定める要件に該当する児童であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの(以下「監護等児童」という。)が二人以上である父、母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額(次条第一項において「基本額」という。)に監護等児童のうち一人(以下この項において「基本額対象監護等児童」という。)以外の監護等児童につきそれぞれ各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額(次条第二項において「加算額」という。)を加算した額とする。

一 第一加算額対象監護等児童(基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうち一人をいう。次号において同じ。) 一万円

二 第二加算額対象監護等児童(基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。) 六千円

(手当額の自動改定)

第五条の二 基本額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五年(この項の規定による基本額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の基本額を改定する。

2 前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときは、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期)

第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月(第十三条の三第一項において「支給開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(手当の額の改定時期)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 手当は、支給資格者(第四条第一項第一号又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 支給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は支給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、支給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第九条の二 手当は、支給資格者(前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十一条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する額以上であるときは、その年の十一月から翌年の十月までは、支給しない。

第十二条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に關しては、第九条から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。

一 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十三条 第九条から第十一条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。

第十三条の三 受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えないことである。

2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間柄に感じなかつたとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つていないとき。

四 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

（未支払の手当）

第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者の監護等児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て

（審査請求）

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。

（審査庁）

第十七条の二 第三十三条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から六十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 八十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 六十日

（時効の完成猶予及び更新）

第十九条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

（再審査請求）

第二十条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

第四章 雑則

（費用の負担）

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その三分の一に相当する額を負担し、その三分の二に相当する額を都道府県等が負担する。

(時効)
第二十二條 手当の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第二十三條 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第二十四條 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第九十七条第一項中「一年十

四・六パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」と読み替へるものとする。

(受給権の保護)
第二十四條 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)
第二十五條 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(期間の計算)
第二十六條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)
第二十七條 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例の定めるところにより、受給資格者又は監護等児童の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(届出)
第二十八條 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第二十九條 2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

(相談及び情報提供等)
第二十八條 の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第二十九條 都道府県知事等は、受給資格者(養育者を除く。)に対し、生活及び就業の支援(当該支援に關する情報の提供を含む。次項において同じ。)その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

第三十條 都道府県知事等は、受給資格者(養育者を除く。)に對する生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に對して意見を申し出ることができる。

(調査)
第二十九條 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に關する書類(当該児童の父又は母が支払つた当該児童の養育に必要な費用に關するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

第三十條 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

第三十一條 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)
第三十條 都道府県知事等は、手当の支給に關する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に對する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)
第三十一條 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(実施命令)
第三十二條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(町村長が行う事務等)
第三十三條 手当の支給に關する事務の一部は、政令で定めるところにより、町村長(福祉事務所を管理する町村長を除く。)が行うこととすることができる。

第三十四條 都道府県知事等は、手当の支給に關する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機關の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合等)
第三十三條 の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)又は広域連合の長(同法第二百九十一条の十二において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会)を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(事務の区分)
第三十三條 の三 この法律(第二十八條の二第二項及び第三項を除く。)の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)
第三十四條 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)
第三十五條 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十六条 第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。
(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

7 第二十一条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

(不正利得の徴収の特例)

8 第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

附則 (昭和三十七年四月一六日法律第七八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日法律第一一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限り、出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則 (昭和三十七年九月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附則 (昭和三十八年七月一六日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年五月三〇日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法第三十条第一項、第八十一条及び別表の改正規定並びに第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年七月六日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四〇年三月三一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。
(その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則)

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四〇年五月三一日法律第九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年六月二二日法律第一三〇号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。
 (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 前条の規定による改正後の児童扶養手当法第二項第十五号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附則 (昭和四一年五月九日法律第六七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十一月一日から、第五条の改正規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四一年七月二二日法律第一二二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四一年七月二二日法律第一二七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は昭和四十一年十一月一日から、第五条の改正規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二二日法律第九五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二二日法律第一二二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四二年八月二二日法律第一三六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第五号の規定による改正後の児童扶養手当法第三項第二十七号の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第二号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

附則 (昭和四三年五月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定並びに第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和四四年二月一〇日法律第八七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年六月四日法律第一一四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

附則 (昭和四六年三月三〇日法律第一三三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二三日法律第九七号) 抄
 (施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の改正規定、第二条中児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二号の改正規定、第三条中特別児童扶養手当法第九條、第十条及び第十一条第二号の改正規定並びに附則第二条第二項、附則第三条第二項及び附則第四条第二項の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第三十三條第一項ただし書、第三十八條及び第四十三條の改正規定並びに附則第二条第一項の規定は同年七月一日から、第一条中国民年金法第十八條の改正規定は昭和四十八年三月一日から施行する。

2 この法律による改正後の国民年金法第六十六条第一項から第三項まで並びに第六十七条第二項及び第三項の規定、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条、第十一条及び第十二条第二項第二号の規定並びにこの法律による改正後の特別児童扶養手当法第九条、第十条及び第十一条第二項第二号の規定は、昭和四十七年五月一日から適用する。

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九三三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二二日法律第八九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和四十九年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による児童扶養手当法の改正により新たに同法第三条第一項に規定する児童とされた者を昭和四十九年九月一日において現に監護し又は養育している者が、同月中にした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(児童扶養手当等の支払に関する経過措置)
第五条 昭和四十九年九月における児童扶養手当、特別児童扶養手当又は特別福祉手当の支払については、児童扶養手当法第七條第三項本文(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條の規定により準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同月までの分を支払うものとする。

附則 (昭和五〇年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。
 (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四條第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてはその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

附則 (昭和五一年六月五日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第四条までの規定、第七條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。))附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六條の二を削る改正規定、附則第八條、附則第十條及び附則第十二條の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。並びに次条から附則第五条まで、附則第二十四條から附則第二十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定
- 昭和五十一年八月一日
- 二 略
- 三 第五条の規定(前号に規定する改正規定及び国民年金法第八十七條第三項の改正規定を除く。)並びに第八條、第九條、附則第六條第二項、附則第七條及び附則第九條から附則第十四條までの規定
- 昭和五十一年十月一日
- 四 から六まで 略
- 七 第十六條及び第十七條の規定
- 昭和五十三年四月一日

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)
第九条 昭和五十一年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
第十条 昭和五十三年三月三十一日までの間においては、児童扶養手当法第三條第一項中「義務教育終了前」とあるのは、「昭和三十五年四月二日以後に生まれた者、義務教育終了前」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により児童扶養手当法第三條第一項の規定が読み替えて適用されることにより新たに同項に規定する児童とされる者を昭和五十一年十月一日において現に監護し、又は養育している者が、同月中にした同法第六條第一項又は第八條第一項の認定の請求についてはその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行う。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五二年五月二七日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
第五条 昭和五十二年七月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年五月一六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 三 略
- 四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定以外の規定
- 昭和五十三年八月一日
- (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
- 第七条** 昭和五十三年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五四年五月二九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 略
- 三 前二号及び次号に掲げる規定以外の規定
- 昭和五十四年八月一日
- (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
- 第五条** 昭和五十四年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年一〇月三一日法律第八二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- 一 及び二 略
- 三 第一条の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千元」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第四条の規定(法律第七十二號附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。)による改正後の同條の規定、第七條の規定(国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。)による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二號附則第二十二條の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十一條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十六條、附則第二十五條、附則第三十六條から附則第三十八條まで、附則第五十一條第三項、附則第五十二條第二項、附則第五十四條及び附則第五十五條の規定
- 昭和五十五年八月一日

(第十条の規定の施行に伴う経過措置)
第五十四條 昭和五十五年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
第五十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五六年六月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年六月一日から施行する。

1 この法律は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十七年八月一三日法律第七九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十七年八月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和六〇年六月七日法律第四八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和六十年八月一日から施行する。ただし、第四条に二項を加える改正規定、第二十九条第一項の改正規定（「当該児童」の下に、「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イに該当する児童の父母」を加える部分に限る。）及び第三十条の改正規定並びに次条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書に規定する政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父母の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父又は母の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならない。

（手当額に関する経過措置）

第三条 新法第五条の規定は、昭和六十年八月以降の月分の手当について適用し、同年七月以前の月分の額については、なお従前の例による。

（認定の請求に関する経過措置）

第四条 新法第六条第二項の規定は、この法律の施行後に手当の支給要件に該当するに至つた者の当該手当の認定の請求について適用する。

（費用負担に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法（次条第二項において「旧法」という。）第六条の規定による認定を受けている者又はこの法律の施行の際同条の規定による認定の請求をしている者であつて新法第六条の規定による認定を受けたもの（次条第一項において「既認定者等」という。）に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。

（手当の支給事務に関する経過措置）

第六条 既認定者等に係る手当の支給に関する事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六一年四月三〇日法律第四〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二日法律第四四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年年度以前の年度

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十一年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特別に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の補助により昭和六十一年度及び昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月二日法律第四四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十二年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月二四日法律第五六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条の規定、第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条（法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十二年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。について適用し、昭和六十三年以前年度の事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二日法律第八六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「改正後の国民年金法」という。）第三十九条の二、第二十七条、第三十三条、第三十九条、第三十八条、第三十九条及び第三十九条の二の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年金保険法」という。）第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十三号から第十九号まで、附則第八条第一項、第三項及び第四項、附則第十一条、附則第十三号から第十五号まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十条、附則第二十一条、附則第三十二条第二項、第三項及び第五項、附則第三十三条、附則第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十三条、附則第七十四条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第一項の項に係る部分を除く。）及び第三項、附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八十六条、附則第八十七条第三項（同項の表旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分を除く。）及び第四項並びに附則第九十七條の規定、第六條の規定による改正後の児童扶養手当法第五条及び第五條の二の規定、第七條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律附則第九十七條、第十八條（第四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六條の三の規定並びに附則第七條の規定、平成元年四月一日

（第六条の規定の施行に伴う経過措置）

第十一条 平成元年三月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年一月九日法律第九五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第一条中国国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定（「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）」に改める部分に限る。）、同条第三項、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七条第四項並びに同法附則第五条第九項、第九條第一項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第九條の三の次に一條を加える改正規定、第三條の規定（厚生年金保険法第三十六條の三の改正規定、同法附則第十一條の次に五條を加える改正規定（同法附則第十一條の五に係る部分に限る。）及び同法附則第十三條の二の次に一條を加える改正規定を除く。）、第五條の規定、第七條の規定、第八條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十九條第三項並びに「」を加える部分に限る。）、第九條の規定、第十一條の次に見出し及び二條を加える改正規定を除く。）、第十二條の規定並びに第十七條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定並びに附則第七條から第十二條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十四條まで、第二十七條から第三十四條まで、第三十六條第二項、第四十條及び第四十五條から第四十八條までの規定並びに附則第五十條中所得税法第七十四條第二項の改正規定、平成七年四月一日

- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- 一 第一条の規定（国民年金法第三十三条の二第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）」に改める改正規定を除く。）による改正後の国民年金法第十六條の二、第二十七條、第三十三條、第三十三條の二第一項、第三十八條、第三十九條第一項及び第三十九條の二の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第四十四條、第五十條、第五十條の二、第六十二條及び附則第九條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第八條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項中「第三百二十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える改正規定を除く。）による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條の規定、第十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第四條、附則第三十二條第二項、附則第五十九條、附則第六十條、附則第七十八條第二項及び附則第八十七條第三項の規定、第十七條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第十八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十八條及び第二十六條の三の規定並びに附則第十七條の規定、平成六年十月一日

（第十七条の規定の施行に伴う経過措置）

第三十六條 平成六年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

- 2 児童扶養手当法第九條及び第九條の二の規定による児童扶養手当の支給の制限並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條の規定による特別児童扶養手当の支給の制限については、第十七條の規定による改正後の児童扶養手当法第三條第一項の規定は、平成七年八月以降の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。))、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十三條、第六十六條並びに第二百二條の規定 公布の日

二 略
三 第二百六条の規定及び附則第六十八條中地方自治法別表第一「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」の項の改正規定 平成十四年八月一日

(国等の事務)

第四百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第二十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。))は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則 (平成二十二年六月七日法律第一二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年七月四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四條 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第二條第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則 (平成十四年七月三十一日法律第九八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。))並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (平成十四年一月二十九日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法(次条において「旧法」という。))第六條第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六條の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をしこの法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この項及び次項において「新法」という。))第六條の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に關し新法第十三條の二の規定を適用する場合には、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六條第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六條第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に關し、新法第十三條の二の規定を適用する場合には、同条中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成十五年四月一日」とする。

第五條 (政令への委任)
前三條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六條 (検討)
政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一六年三月三十一日法律第二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成一六年四月一日から施行する。

第二条 (経過措置)
この法律による改正後の規定は、平成一六年年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成一五年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一六年年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成一五年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一六年年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成一六年年度以降の年度に行われる第三條の規定による改正前の児童扶養手当法第二一條の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年二月三日法律第一五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成一七年一月一日から施行する。

附則 (平成一七年一〇月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第一百七七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三八條の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年二月一〇日法律第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二條第一項の互助年金並びに附則第七條第一項の普通退職年金、附則第十一條第一項の公務傷病年金及び附則第十二條第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前條の規定による改正後の同法第三條第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則 (平成一八年三月三十一日法律第二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成一八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律による改正後の規定は、平成一八年年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成一七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成一七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成一八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成一九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六條 附則第三條第一項の規定によりなお従前の例により支給される旧執行官法附則第十三條の規定に基づく年金たる給付は、前條の規定による改正後の児童扶養手当法第三條第二項に規定する公的年金給付とみなす。

附則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略
三 第二條、第四條、第六條及び第八條並びに附則第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項及び第二項、第三十條から第五十條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條から第八十條まで、第八十二條、第八十四條、第八十五條、第九十條、第九十四條、第九十六條から第九十條まで、第九十三條、第九十五條から第九十八條まで、第九十九條、第一百零一條、第一百二十三條から第二十五條まで、第二百二十八條、第二百三十條から第二百三十四條まで、第二百三十七條、第二百三十九條及び第二百三十九條の二の規定 日本年金機構法の施行の日
(罰則に関する経過措置)
第四十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條から第六條まで、第八條、第九條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第八十三号)附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に関する法律(平成一九年法律第二十三号)附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十五條の規定 公布の日
附則 (平成一九年七月六日法律第一二一号) 抄

う。)の支給要件(以下この条において「新支給要件」という。)に該当すべき者(第三条の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。)に該当していない者に限る。)は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該新支給要件について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新支給の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。
3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新支給の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。
一 平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者(旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。) 同月
二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。) その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

4 第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新支給の支給に關し、新法第十三条の三の規定を適用する場合には、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十一月一日」とする。
(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成二十六年六月一日法律第六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定公布の日

二 第一条中国民年金法附則第九条の二の五の改正規定、第三条中厚生年金保険法附則第十七条の十四の改正規定、第六条から第十二条までの規定、第十三条中年金生活者支援給付金の支給に關する法律附則第九条の次に一条を加える改正規定及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第十七条の規定 平成二十七年一月一日
(延滞金の割合の特例等に関する経過措置)

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
一 から九まで 略

十 第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項 児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項
(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないうちにこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないうちにこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。
2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則 (平成二十八年五月一三日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二十八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附則 (平成二十九年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定、同法第八十三条の二の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条の改正規定、同法第二百二十二条第三項の改正規定、同法第二百二十三条第三項の改正規定、同法第二百五条第四項及び第二百二十七条第四項の改正規定、同法

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第二項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二條から第四十五條までの一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日
- 二 第四条中厚生年金保険法第二十七条、第百条、第百二条及び第百三条並びに附則第四条の五第一項の改正規定並びに附則第四十二條中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六条の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 三 第二十一条中確定拠出年金法第三条第五項第二号、第六条第一項及び第五十五条第二項第四号の二の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める月から始める。

- 一 令和三年三月一日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者（同日において当該支給要件に該当するに至った者を除く。）であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号に規定する障害基礎年金等（次号において「障害基礎年金等」という。）を受けているもの 同月
- 二 令和三年三月一日から同年六月三十日までの間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた者であつて障害基礎年金等を受けているもの その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた日のいずれか遅い日の属する月の翌月

- 2 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の規定を適用する場合には、「令和三年二月一日」とする。
- 3 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。